

## 受講料の免除について

新型コロナウイルスの影響によるアルバイト先の休業や勤務の減少などにより、経済的困難や不安を抱えている学生（大学等に在学中の方）を対象に京都教師塾の受講料の免除を行います。

### 1 免除となるもの

京都教師塾の受講料：10,000円

※保険料（2,000円程度）は自費となります。

### 2 免除が受けられる方

以下（1）～（5）のいずれかの要件に該当する学生の方

- (1) 大学等で授業料減免措置を受けている方
- (2) 日本学生支援機構の奨学金制度を利用している方
- (3) 大学等独自の奨学金制度を利用している方
- (4) その他国・自治体や民間が設置する奨学金制度や就学支援制度を利用している方
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により保護者又は本人の収入が大幅に減少（前月比50%以上減少）した方

### 3 申請方法

入塾願書の裏面に記載の「受講料の免除について」の欄に必要事項を記入のうえ、要件に該当する必要書類を入塾願書と同時に提出してください。

| 番号 | 要件  | 必要書類   |
|----|---|--|
| 1  | 大学等で授業料減免措置を受けている。                                  | 授業料減免の認定・採用結果通知書の写しなど減免を受けていることが証明できるもの                              |
| 2  | 日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。                              | 奨学生証の写し  |
| 3  | 大学等独自の奨学金制度を利用している。                                 | 各種奨学金や給付金の認定・採用結果通知や振込口座の預貯金通帳の写しなど制度を利用していることが証明できるもの               |
| 4  | その他国・自治体や民間が設置する奨学金制度や就学支援制度を利用している。                | 勤務先やアルバイト先からの給与明細や振込口座の預貯金通帳の写し（本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの）など収入の減少が証明できるもの |
| 5  | 新型コロナウイルス感染症の影響により保護者又は本人の収入が大幅に減少（前月比50%以上減少）している。 | 勤務先やアルバイト先からの給与明細や振込口座の預貯金通帳の写し（本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの）など収入の減少が証明できるもの |

### 4 受講料の免除の決定について

提出書類を確認し、免除の要件に該当するかを審査したうえで、入塾の決定通知にてお知らせします。